

**県立長野図書館電子書籍利用業務
公募型プロポーザル実施公告**

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 契検第 160 号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和 4 年 3 月 16 日

県立長野図書館長

1 業務の概要

(1) 業務名 県立長野図書館電子書籍利用業務

(2) 業務の目的

県立長野図書館（以下「当館」という。）は従前から、提供する情報を「紙媒体の資料」に加えて「デジタル情報」の充実へのシフトを志向してきた。

一方、一昨年のコロナ感染症の流行下において、当館は一時休館を余儀なくされた。来館者へのサービスを前提としている以上、このような休館時にはサービスを提供する手段が著しく限定されることになった。これは全国の図書館に共通した問題となり、専門的な情報を必要とする人にとって深刻な事態を引き起こした。

現在進行しているコロナ感染症拡大第 6 波においても同様の状況が生じており、今後も起こり得るこのような事態に対応するため、また県内全域へのサービスを提供することを目的とする当館にとって、利用者（県民）が、時間や居住地に左右されずに学術情報にアクセスできる環境を整備することが必要とされている。そのため、当館では、インターネットを介して閲覧できる電子書籍の導入を検討している。

これによって学びの選択肢を増やし、さまざまな障壁をなくし、「公正な社会づくり」に寄与する。

(3) 業務内容

- ① 電子図書館システム利用環境の提供
- ② 商用電子書籍コンテンツの提供
- ③ 電子図書館の運用に係るサポート
- ④ その他、上記に必要な業務

(4) 仕様等

別添「仕様書（案）」のとおり

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

企画書（様式第 8 号の附表）の提案内容及びプレゼンテーションにて審査します。

① 業務の実施方法及び手法

別紙「県立長野図書館の使命（ビジョン）」、「県立長野図書館資料収集方針」及び「県立長野図書館資料選定基準」を踏まえ、電子書籍として導入することで有効な活用が図られるものを次項の内容に留意して企画提案を行うこと。また、電子書籍のコンテンツ

購入以外の費用（システム構築、システムの利用環境提供等）に係る費用は発生しないものとする。

② 電子書籍のコンテンツの内容

ア コンテンツは、公共図書館の利用が許諾された商用コンテンツであること。

イ コンテンツのライセンスは、買切型であること。

ウ コンテンツの同時アクセス数は原則1とすること。

エ 下表の内容で適当と思われるものを1(8)に記載の費用の上限額の範囲内で提案すること。タイトル名、著者、出版社、出版年（紙版）、NDCまたはDDC（可能な範囲で可）、税抜定価（電子版）を表形式にまとめ下表の項番ごとに小計（冊数、金額）を付し、最後に全体の合計（冊数、金額）を付すこと。

項番	項目	説明、例示	割合(%)※	
1	長野県総合5か年計画『しあわせ信州創造プラン 2.0』のキーワードである「学びと自治」に関して当館が重点として考える以下のテーマに関する資料	「県立長野図書館資料選定基準」別表に定める「資料の種類」のうち「エ 解説書」、「カ 研究書」に重点を置きつつ、他の種類の資料にも配慮する。	75	
1-1	「信州で学ぶ」	幅広い知識の提供とその利活用、学習を導く人材育成に関するもの	50	
1-1-1	調査研究に資する資料	研究調査に資する各分野の知識に関するもの		40
1-1-2	「学び」の獲得に関する資料	教育機関における探求型学習、生涯学習機関における学びの創造、これからの社会を生きる上で必要となる情報リテラシーに関するもの		10
1-2	信州で働く	職業の専門知識や、制度、法律、文書作成等に関するもの ・ 起業、副業、コミュニティビジネス、事業承継、第二創業等に関するもの。 ・ キャリアアップ、仕事術、ビジネス知識の習得、就職支援に関するもの	10	
1-3	信州で暮らす	生きがいを見つけながら健康に暮らすことに資するもの ・ 専門知識に基づく医療健康情報に関するもの ・ 子育て、次世代若者支援、ワークライフバランスに関するもの ・ 食に関するもの ・ 一般向けの全般的な法律相談に関するもの	10	
1-4	信州でまちをつくる	人口減少、高齢化などさまざまな要因が及ぼす影響を考えるための資料や地域の特性をプラスに変える想像力を刺激するもの ・ コミュニティーの活性化に関するもの ・ 防災に関するもの	5	

2	レファレンスブック	ウェブで入手できない情報や、解説が充実しているような特色がある事典、辞典、ハンドブック等	20		
3	英語多読テキスト	ストーリーブックを中心とし、学習レベルが明示されたもの	5		

※割合は、提案金額に対する比率（概数）である。

オ（ア）提案者のコンテンツの特色

現時点のコンテンツ数及び出版社数、過去3年間の1年ごとのコンテンツおよび出版社増加数等について記載すること。加えて、全コンテンツを掲載したエクセルファイルを提出すること。

（イ）郷土資料の今後の拡張性について

長野県内で発行される書籍のコンテンツ化の拡充計画があれば提案すること。

（ウ）将来の展望について

新たなコンテンツをどのように増やしていくか、具体的な計画があれば提案すること。

③ 操作性

サイトの見やすさや、文字の拡大機能や音声読上げ機能、全文検索機能など、利用者にとって便利な機能があれば提案すること。

④ 管理体制

何らかの不具合が生じた際の体制（組織や人員）について計画があれば提案すること。

⑤ 広報・利用促進の提案

電子図書館サービスの広報・利用促進に関して提案すること。

(6) 業務の実施場所 長野県内

(7) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和5年3月31日まで

(8) 費用の上限額 5,000,000円（消費税及び地方消費税の額（100分の10）を含む。）

*ただし、毎月の発注実績に応じた翌月の支払いとなります。

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法 施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税

及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。

- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 過去5年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。（同種とは国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人又は独立行政法人等から、本事業と類似する電子書籍貸出サービス事業を受注し、完了した実績を有する者又は当該者から委任を受けた者であること）
- (8) 当館で行う説明会、プレゼンテーション及び打合せ等に常時参加できること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の業務の実績については、概要の分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。なお、契約保証金の納付の免除には、過去2年間に国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約実績が2件必要であるため、契約保証金の納付免除を希望する場合はその要件に該当する実績を記入してください（契約保証金の納付免除を希望しない場合、契約の相手方は国または地方公共団体でなくても構いません）。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-0928

長野県長野市若里1-1-4

県立長野図書館資料情報課

電話 026-228-4921（直通）

FAX 026-291-6252

メール naganotoshokan@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和4年3月23日（持参の場合、提出日時は月曜日を除く午前9時から午後5時まで、それ以外の場合は午後5時まで）
- ② 提出先 3(4)に同じ。（FAX、メールも同様）
- ③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県立長野図書館に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送、メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)

の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(5)①）の3日前までに、書面により県立長野図書館長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（月曜日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県立長野図書館長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（月曜日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（月曜日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和4年3月29日（火） 14時00分～16時00分（予定）

(2) 開催方法 オンライン開催

※ ZOOMを利用します。参加者には事前にURLを送付します。

※ 前日17時までに naganotoshokan@pref.nagano.lg.jp あてに ZOOM の URL 送付のためのメールアドレスをお知らせください。その際、以下に留意の上、メールを送信してください。

件名：県立長野図書館電子書籍利用業務公募型プロポーザル説明会の
申込（貴社名）

本文：当日説明会に参加する方の氏名と電話番号を記載してください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所 3(4)に同じ。

(2) 受付期限 令和4年4月1日（金）まで（月曜日は除く、午前9時から午後5時まで）

(3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）をメールにより提出するものとします。

(4) 回答方法 質問者に対してメールにより回答します。

なお、項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和4年4月5日（火）までに県立長野図書館ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

様式第8号による。

② 企画書

A4判、片面印刷の任意様式とする。

各ページに通し番号（ページ）を記載してください。カラー可。

③ コンテンツ提案リスト

A4判、片面印刷の任意様式とする。

(2) 企画書記載上の留意事項

企画書は、別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえて作成してください。

経費の見積書は、本事業の実施に当たり必要な経費を業務の項目ごとに分けて記載してください。

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和4年4月8日（金）正午まで（月曜日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出部数 7部（原本1部、コピー6部）

④ 提出方法 持参、郵送とします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに県立長野図書館に到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

⑤ その他 1（5）②オ（ア）に記載のコンテンツ全件リストについては、上記提出期限までに、提出先のメールアドレスに送信すること。

(4) 企画提案の選定基準

審査項目	配点
1 コンテンツ及び提供システム（10点）	
コンテンツ及び提供システムに関する要件及び機能は、仕様書を踏まえているか（仕様書を踏まえていれば10点、踏まえていなければ0点とする。）。	
2 コンテンツの内容（50点）	
上記1（5）②「電子書籍のコンテンツの内容」に沿った提案をしているか。	
コンテンツの内容は質・量とも優れているか。	
今後、新たなコンテンツをどのように増やしていくかについて具体的な展望があるか。	
3 操作性（10点）	
①サイトデザインは、利用者にとって操作しやすい提案となっているか。	

	②文字の拡大機能や音声読上げ機能、全文検索機能など、利用者にとって便利な機能の提案となっているか。	
4 管理体制 (10 点)		
	①事業を問題なく実施できる体制 (組織や人員) が整っており、何らかの不具合が生じた際、迅速に対応できる体制は確保されているか。	
	②業務を実施できる体制や業務実績を鑑み、導入までの業務を確実に遂行する見込みがあると認められるか。	
5 事業費の妥当性 (10 点)		
	コンテンツの税込み定価の合計額と見積限度額 (税込み 500 万円) を比べて優れた提案になっているか。	
6 広報・利用促進の提案 (10 点)		
	電子図書館サービスの利用促進に関して、優れた提案になっているか。	
		合計

(5) 企画提案の選定方法

- ① 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議 (座長 1 名、座長代理 1 名、構成員若干名) を設置します。
- ② 企画提案評価会議構成員 (以下、「構成員」という。) は審査項目ごとに A～ E の 5 段階で評価します。(「C : 普通」を基準として、普通より優れているものは、「B : 優れている」、さほど評価できないものは「D : やや劣る」、また、特別に優れていると判断できるものは「A : 非常に優れている」、また、特別に評価できないものは「E : 6 劣る」とします。)
- ③ 審査項目ごとの評価点は、各審査項目の配点に対して、5 段階で評価した A から E の各係数 (A : 1.0、B : 0.8、C : 0.6、D : 0.4、E : 0.2 を) を乗じた点数とします。
- ④ 構成員は採点結果により優れた方から順に、1 位から 3 位までの順位付けを行います。同点の場合は、各構成員の判断により順位付けを行います。
- ⑤ 各構成員が行った順位付けに対し、1 位は 5 点、2 位は 3 点、3 位は 1 位の順位点を付与します。ただし、採点結果が 100 点満点中 60 点に満たない場合は、順位点付与の対象外とします。
- ⑥ 各構成員の順位点を総計して最も得点の高いものを受託候補者として選定します。なお、最も得点の高い者が複数だった場合には、その中から各構成員の意見を踏まえた上で、座長の判断により受託候補者を選定します。
- ⑦ プレゼンテーションの実施日時及び場所

期日 令和 4 年 4 月 15 日 (金) 午前

時間 参加者へ個別に連絡します。

実施方法 オンライン開催

※企画提案書の応募が 5 者以上であった場合は、あらかじめプレゼンテーションに先立ち企画提案評価会議を书面審査により実施し、プレゼンテーションを行う 4 者を選定します。

- (6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項
- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により県立長野図書館長から通知します。
 - ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により県立長野図書館長から通知します。
 - ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案評価会議評価書（様式第 9 号）を県立長野図書館ホームページに掲載するとともに、県立長野図書館において閲覧に供します。
- (7) 非選定理由に関する事項
- ① (6) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（月曜日は除く。）以内に、書面（様式自由）により県立長野図書館に対して非該当理由について説明を求められます。
 - ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（月曜日は除く。）に書面により回答します。
 - ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4) に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前 9 時から午後 5 時まで。（月曜日は除く。）
- (8) その他の留意事項
- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
 - ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
 - ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
 - ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
 - ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
 - ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 3 日以内（3 日目が県立長野図書館の休館日の場合は、休館日明けまで、メールによる場合は該当日の午後 5 時までに、見積書（様式第 14 号）を指定された方法により県立長野図書館長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加につ

いて不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、県立長野図書館ホームページに掲載するとともに、県立長野図書館において閲覧に供します。

10 その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

3 (4)に同じ

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。